

人を助ける 人を支える

一般社団法人 宗教者支援協会とは

各専門家を相談員に迎え、宗教者の皆様と共に信者様の「どうしたらいいの?」に寄り添う非営利団体です。

宗支協グループ

収益の一部は災害支援や慈善事業への助成など、宗教者が行う公的活動支援に役立てられています。

助成実績

- 食材提供支援・助成金支援
- 石川県能登半島地震被災地支援・助成金支援
- こども食堂宅配バイク贈呈
- こどもネイル体験教室講師派遣

HP
一般社団法人
宗教者支援協会



公式LINE
一般社団法人
宗教者支援協会



Instagram
一般社団法人
宗教者支援協会



Facebook
一般社団法人
宗教者支援協会



HP
ミチコネクト



HP
相続後見
支援センター



HP
あき労務管理
オフィス



HP
境内地ネット



HP
空き家ネット



HP
建物修理
支援センター
つむぎ



団体概要

団体名	(非営利型) 一般社団法人 宗教者支援協会
代表理事	箕面 純一
所在地	神戸市東灘区深江北町4丁目10番15号 大植ビル2階
電話番号	078-855-4630
メールアドレス	info@shukyosha-shien.net
事業内容	宗教者が檀信徒及び地域社会などに対して行う公益的な活動に対し、必要な支援を行い宗教者を通じて地域社会への貢献に寄与することを目的とする
設立	2023年(令和5年)6月1日
基金	有(理事会・監事設置法人)
相談実績	神社神道 教派神道 仏教各宗 その他諸宗
顧問	顧問弁護士：浅井総合法律事務所
保有資格	弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・行政書士 不動産鑑定士・建築士・土地家屋調査士・ 宅地建物取引士・FP・社会保険労務士・ 損害保険トータルプランナー・ 賃貸不動産経営管理士 その他国家資格者在籍

関連コンテンツ



あき労務管理オフィス



建物修繕支援センター

TUMUGI



宗教不動産専門検索サイト

境内地ネット



相続後見支援センター



全国の
ご相談に
対応可!

相談
無料

ご相談はこちら

電話でのご相談は9:00 ~ 17:00(土日祝定休)

電話

078-855-4630

WEB

問い合わせフォームはこちら →



宗教者の皆様へ

信者様等で金銭でお悩みの方はおられますか?



競売回避支援センターは
任意売却という売却手法で
このようなお悩みを解決しております。

- ✓ 住宅ローンの支払いができない
- ✓ 競売の通知が届いた
- ✓ 離婚に伴う持ち家の問題
- ✓ 今の家に住み続けたい

当センターの目的は債務者救済です。
任意売却成立後も宗教者支援協会様と連携して
転居先、引越し業者、士業のご紹介など様々な
債務者支援を行っております。

一般社団法人宗教者支援協会加盟
任意売却専門 競売回避支援センター

ご相談の流れ



【任意売却の仕組み】

$$\text{不動産の売却金額} - \text{任意売却に必要な費用} = \text{ローン残債の返済に充てられる費用}$$

↑費用の詳細は中面右下図参照

任意売却に関する費用（自己負担）

0円
当社への相談料等は
一切不要です！

※各種証明書などの発行費用として数千円を実費でご負担いただくことはあります。予めご了承ください。

任意売却

任意売却とは、住宅ローン等の借入金が返済できなくなった場合、売却後も住宅ローンが残ってしまう不動産を金融機関の合意を得て売却することです。

競売と任意売却の違い

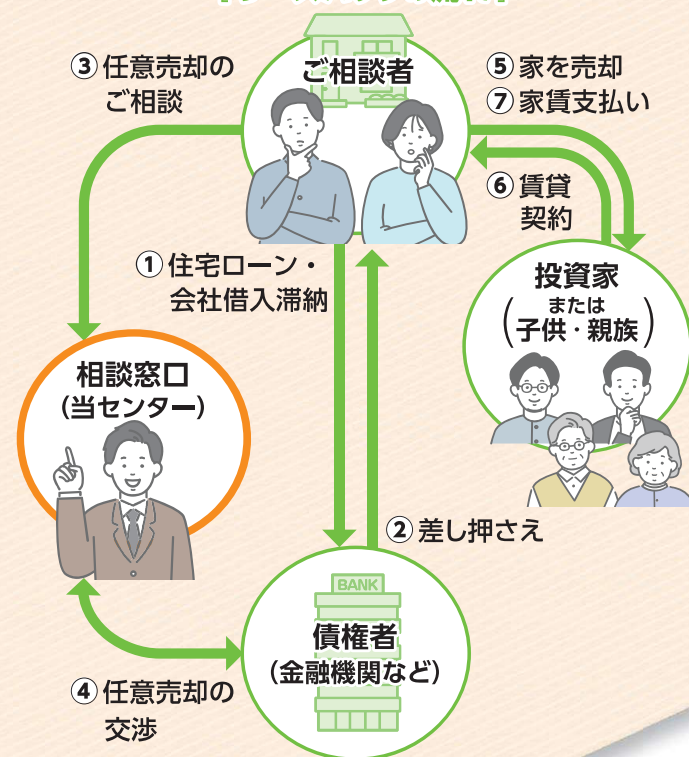
競売のデメリット		任意売却のメリット
市場価格の6～8割になる可能性が高い	売却価格	相場程度で売却可能
自分で持ち出す必要がある	諸費用	売却代金から捻出可能※
強制的に立退きを要求される 自分で用意する必要がある	引越し・引越し代	ある程度引越しの時期の調整が可能。 売却代金から捻出可能な場合がある
官報、インターネットで広く公開される	プライバシー	通常の売却と同様なのでプライバシーは守られる
多くの残債が残リ、今後の支払い条件の交渉は難しい	残債	大きく圧縮でき、今後の支払い条件についても交渉できる
一切考慮されない可能性がある	個人の意思	ある程度考慮される

「今の家に住み続けたい…」

▶ リースバックという方法があります！

任意売却には、リースバックという方法もあり、現在使用中の不動産を投資家（または子供・親族）へ売却した後も賃料を支払うことで使用することができます。数年後に売却した投資家（または子供・親族）から買い戻すことも可能です。

【リースバックの流れ】



※必要な費用は売却代金から支払われます

残っている住宅ローン	抵当権抹消登記費用	滞納している税金
売却の仲介手数料	滞納している管理費・修繕積立金	引越し代

※仲介手数料 = 売買価格の3% + 60,000円 + 消費税が上限 ※一部例外あり

任意売却で
あなたの大切なものを
守ります

